

鹿島学術振興財団 2025年度 外国人研究者招へい・受入れ援助 募集要項

1. 援助の趣旨

我が国の学術の発展並びに学術の国際交流を図るため、工学を含む自然科学、人文・社会科学、学際融合的な分野・領域等において、国民生活向上に寄与する研究を行う外国人研究者の招へい・受入れを援助するものです。

2. 援助対象の研究分野

援助対象となる外国人研究者の研究活動（研究、講義、討論、視察等）の主な研究分野等は以下の通りです。

- (1) 都市・居住環境の向上
- (2) 国土・資源の有効利用
- (3) 防災・危機管理の推進
- (4) 文化・自然環境の保全

※ (1)～(4)に関連する社会システム、情報技術等先端技術に関するものを含む

3. 申請資格

上記2.の対象分野に関する研究を行う、我が国の大学等の研究機関に所属する常勤の研究者とします。

4. 募集期間

2024年7月1日(月)～10月31日(木)までに当財団電子申請システムにて申請手続きを完了してください。

なお、今回募集の招へい・受入れの援助は、2025年4月以降（来日は2025年度内）に行われるものを対象とします。

5. 短期招へい

- (1) 我が国の研究者との討論、あるいは大学等での特別講義等を行おうとする、顕著な研究業績を有する外国の上級研究者（教授級）を対象とします。
- (2) 招へい期間は、原則として3ヵ月以内です。
渡航費（往復）、国内旅費及び滞在費約17,000円/日を支給します。
- (3) 国際会議、国際研究集会等に出席のための招へいは対象としません。

6. 長期受入れ

- (1) 我が国において単独又は共同研究を行い、その研究分野の発展に寄与する有能な外国の中堅研究者（准教授級）及び若手研究者（助教、大学院学生）を対象とします。
- (2) 受入れ期間は、原則として1年以内とし、以下の渡航費、滞在費を支給します。
 - ・中堅研究者 渡航費（往復）及び滞在費約10,000円/日
 - ・若手研究者 渡航費（往復）及び滞在費約200,000円/月

但し、既に我が国に滞在中の研究者には、渡航費は支給しません。

7. 研究者交流援助総額

2025年度の研究者交流の援助費は、研究者海外派遣と外国研究者招へい・受入れとを合わせて、総額4,000万円を予定しています。

8. 申請手続

- (1) 申請者は、当財団ホームページ上に設定されたWEB申請システムに従って、所属機関の長（学長、研究科長、学部長等）の推薦を受けた上で申請書を作成し、提出（アップロード）してください。
- (2) 募集要項、申請用紙（含 推薦書用紙）は当財団ホームページよりダウンロードできます。

当財団ホームページアドレス <https://www.kajima-f.or.jp/>



< 申請手順 >

- ① マイページの取得（IDとパスワード等を設定）
- ② 「申請基本情報」を申請システムから登録
- ③ 「申請書類一式」をダウンロード、作成後アップロード
- ④ 申請電子データ受付の確認メール受信

9. 選考方法

選考は当財団の選考委員会において行い、理事会で決定いたします。

10. 選考結果の通知等

- (1) 採択予定者に対する内定通知を2025年2月末頃までにメールにて送付後、2025年3月中旬に全申請者に対して文書により採否を通知します。
- (2) 新規採択者を対象とする助成金贈呈式を2025年3月下旬に開催の予定です。
- (3) 採否の理由についてのご照会には一切応じかねますのでご了承ください。
なお、採択者の助成決定金額は申請額を下回る場合があります。

11. 成果報告等の提出

- (1) 申請者は招へい・受入れ期間の終了後1ヶ月以内に、研究活動の経過、成果及び会計について当財団にWEB申請システムより報告していただきます。
- (2) 研究活動の成果報告は年報に掲載し、当財団の「研究発表会」において発表をお願いすることがあります。（成果報告の当財団ホームページへの掲載については検討中）
- (3) 滞在期間を短縮した場合は精算していただきます。

12. その他

- (1) 本援助は、使途区分が明らであれば、原則として当財団以外からの助成との併用は可能です。

- (2) 申請後、やむを得ない事情により申請を取りやめる場合は、選考結果の通知の有無にかかわらず、すみやかに当財団へご連絡下さい。
- (3) 申請後、当財団以外からの助成が決定した場合は、すみやかに当財団にご連絡下さい。採択決定後に判明した場合は「採択の取消し」となる場合があります。
- (4) 採択された研究課題、研究者名等については当財団の年報及びホームページ等に、申請内容（研究計画等）については年報に掲載いたします。
なお、申請者の個人情報、本人への連絡、選考手続等の目的以外には使用しません。
- (5) 援助金の一部を所属機関への間接経費とすることについては、これを想定しておりません。

以 上